

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【諮問】

| | |
|----|----------------------|
| 件名 | 新宿区個人情報保護条例の一部改正について |
|----|----------------------|

内容は別紙のとおり

(担当部課：区長室区政情報課広報係)

1 改正理由

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号）」により、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）」の題名が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改めらることに伴い、条例で引用している当該法律名を改める必要があるため

2 改正内容

条例で引用している「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の法律名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

別紙新旧対照表のとおり

3 施行日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号）の施行の日

（法律の公布の日（平成 24 年 4 月 6 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）

新宿区個人情報保護条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 第1項から第9項まで 省略</p> <p>10 この条例において「派遣労働者」とは、<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を行うため実施機関に派遣され、当該実施機関の事務に従事している者をいう。</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 第1項から第9項まで 省略</p> <p>10 この条例において「派遣労働者」とは、<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を行うため実施機関に派遣され、当該実施機関の事務に従事している者をいう。</u></p> |

附 則

この条例は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）の施行の日から施行する。